

ベースアップ評価料の届出に当たっての留意点(令和8年度改定)

[重要なお知らせ]

令和8年6月以降ベースアップ評価料を算定するすべての医療機関・薬局・訪問看護ステーションは令和8年5月7日(木)から6月1日(月)**【必着】**の期間中に届出が必要です。

※ これまで届け出ていた場合についても、届出直しが必要です。

- ①ベースアップ評価料に係る届出については、医療機関・訪問看護ステーションの所在地を管轄する県ごとに設定された専用メールアドレス(次ページをご覧ください)を使って提出してください。メールアドレスを有しない等の場合には、書面による提出も可能ですが、可能な限りメールにて提出していただくようご協力をお願いします。
- ②様式は、上記専用メールアドレスで作成したメールに Excel ファイルを添付する形で提出してください。メール本文に記載した URL によるファイル共有や、ファイル転送サービス等を用いて送付された場合、様式を受理することができませんので、必ずメールに Excel ファイルを添付してください。
- ③添付する Excel ファイルのファイル名には、医療機関／薬局／訪問看護ステーションコード及び届出の名称を記載してください。
例)9999999_R8 ベースアップ評価料届出.xlsx
- ④メール本文にも、署名等により医療機関名及び連絡先を記載してください。
- ⑤四国厚生支局が貴医療機関等からのメールを受信したときは、**専用メールアドレスから「メールを受信した」旨の自動返信をいたします**ので、ご確認をお願いいたします。(この受信確認は届出の受理のことではありません)なお、自動返信メールが確認できない場合は、受信できていない可能性があるため、再送するか四国厚生支局に受信確認を行ってください。
- ⑥届出期限の最終日付近など医療機関等からのメールが殺到した場合には、エラーメッセージが届きます。なるべく早期の提出をお願いするとともに、エラーメッセージが届いた場合には、お手数ですが、時間をおいてメールの再送をお願いいたします。
- ⑦専用メールアドレスへのメールには、ベースアップ評価料の届出様式以外のファイルを添付しないでください。また、専用メールアドレスにご質問やご意見をいただいてもお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

【専用メールアドレス】

徳島県(徳島事務所)	baseup-hyoukaryou36●mhlw.go.jp
香川県(指導監査課)	baseup-hyoukaryou37●mhlw.go.jp
愛媛県(愛媛事務所)	baseup-hyoukaryou38●mhlw.go.jp
高知県(高知事務所)	baseup-hyoukaryou39●mhlw.go.jp

※メールアドレスの「●」は「@」(半角アットマーク)に置き換えてください。

アドレス誤りによる未着が頻発しております。送信前にはアドレスの確認を必ずお願いいたします。